

## 平成29年9月三木市教育委員会（定例会）会議録

### ◇ 日 時

- 1 開 会 平成29年9月20日（水）午後2時00分
- 2 閉 会 平成29年9月20日（水）午後4時20分

### ◇ 場 所 三木市役所 5階 大会議室

### ◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認
- 4 議 案  
報告第3号 三木市立公民館設置及び管理に関する条例及び三木南交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について  
議案第10号 平成28年度の三木市教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価報告書について  
議案第11号 三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 5 協議事項  
協議事項11 三木市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
- 6 報告事項
- 7 その他  
次回教育委員会定例会の開催日時について
- 8 閉 会

### ◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	教育長職務代理者	里 見 俊 實
	2番	委 員	井 口 徹
	3番	委 員	石 井 ひろ美
	4番	委 員	浦 崎 秀 一
	5番	委員（教育長）	[ 不 在 ]

事務局	教育長職務代行者教育企画部長	西本則彦
	こども未来部長	椎木栄作
	こども未来部参与	岩崎恵
	教育政策課長	降松俊基
	教育環境整備課長	安福亮博
	文化スポーツ振興課副課長	森本雅彦
	図書館長	伊藤真紀
	学校教育課長	横田浩一
	学校教育課特命課長	生田淳仁
	教育センター所長	大東豊
	就学前教育・保育課長	正心均
	子育て支援課長	井上典子
	参与兼企画調整課長	藤原幸彦
	市民ふれあい部長	堀内基代
	市民協働課長	中井朋子
	人権推進課長	與倉秀顕
	教育政策課主査	能出真一
	教育政策課主任	橋本祥子
傍聴者	1人	

\*\*\*\*\*

### 1 開 会

教育長職務代理者が、平成29年9月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

\*\*\*\*\*

### 2 会議録署名委員の指名

教育長職務代理者が、本日の会議の会議録署名委員に、石井委員と浦崎委員を指名した。

\*\*\*\*\*

### 3 会議録の承認

平成29年8月定例会（23日開催）の会議録の承認について、教育長職務代理者が委員に諮ったところ、全員一致で承認された。

\*\*\*\*\*

#### 4 議 案

##### 【報告第3号】

三木市立公民館設置及び管理に関する条例及び三木南交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について

○降松教育政策課長が次のように説明した。

三木市立公民館設置及び管理に関する条例及び三木南交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について、緊急を要したため、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第4条第3項の規定により、臨時に代理したので、同条第4項の規定により報告し、その承認を求める。

平成29年8月24日付けで、市長から教育委員会へ、条例改正に関し、意見を求める依頼文書を受理した。この条例改正は、9月議会へ上程する案件であり、9月1日に議案として市議会へ提出する必要があったため、教育委員会事務局で改正内容を審査し、異議は無いと臨時代理したものである。

○中井市民協働課長が次のように説明した。

三木市立公民館設置及び管理に関する条例及び三木南交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正について説明する。

改正の理由として、市立公民館、三木南交流センターのトレーニングルーム使用者の利便性の向上を図るため、回数利用ができるよう、利用方法の見直しを行うとともに、電位治療器（ヘルストロン）の使用料を徴収することに伴うためである。

改正内容は、市立公民館のトレーニングルームの使用料として、1人1回につき200円、電位治療器の使用料として、1人1回につき30円を追加した。また、三木南交流センターのトレーニング室の使用料として、1人1回につき200円、電位治療器の使用料

として、1人1回につき30円を追加した。

施行期日は、平成30年1月1日としている。

(里見教育長職務代理者) 1人1回につきという使用料は、今まで無かったが、なぜ追加したのか。

(中井市民協働課長) 今までは、月に1、2回利用しても、1人1か月につき1,000円徴収していた。利用者の利便性を考慮した上での改正である。

(浦崎委員) 電位治療器は、新しく導入されたものなのか。

(中井市民協働課長) 現在は、市立公民館10か所のうち、中央公民館、細川町公民館、緑が丘町公民館、自由が丘公民館、青山公民館の5か所にある。

(堀内市民ふれあい部長) 吉川町公民館と三木南交流センターを除いた8か所には、昭和54年頃から平成8年頃にかけて、すべて設置していたが、故障等で使用不能となったものがあり、現在残っているのが前述の5か所である。

(里見教育長職務代理者) 電位治療器は、今まで使用料を徴収していないのか。

(藤原参与兼企画調整課長) 公民館によって、電位治療器がある所は無料で使用でき、無い所は利用できないため、利用者に応分の負担を求めるための改正である。

(石井委員) 電位治療器とは、こういったものか。

(中井市民協働課長) 椅子に座ると、身体に電気が流れることにより、一定の効能が認められているものである。椅子の横にコインセーバーを取り付け、1人1回当たり30円入れると、20分間作動する。

教育長職務代理者が、報告第3号について採決を行い、原案のとおり承認された。

**【議案第10号】**

平成28年度の三木市教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価報告書について

○降松教育政策課長が次のように説明した。

平成28年度の三木市教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価報告書について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、下記のとおり報告書を作成し、市議会へ提出するとともに、公表することについて、委員会の議決を求める。

前回の8月定例会でご協議いただき、その際のご指摘を基に修正した。また、外部評価者による評価を加えている。外部評価者は、京都教育大学教授の竺沙知章先生、兵庫教育大学大学院非常勤講師の廣岡徹先生に依頼した。評価の内容として、第2期三木市教育振興基本計画で掲げた数値目標を今回から記載したことから、当該計画との関連がより明確となったとご好評いただいている一方で、課題も多数ご指摘いただいた。

(石井委員) みき歴史資料館の記載について、「年度途中のオープンにもかかわらず、ある程度の来館者数を確保できました。」とあるが、「ある程度」というのが漠然とした表現であるため、修正していただきたい。

(井口委員) 外部評価者の評価において、事務職員の加配や文化芸術賞の創設等、三木市独自のものについて高い評価を得ている一方で、家庭での学習については、「中学生では2時間以上の生徒が減少しており、云々、どこに原因があるのか、課題を明確にしていきたい。」、危機管理における学校での研修については、「平成32年度に全校実施という目標は少し甘いように感じる。」等の課題についての記載には耳を傾ける必要がある。

(里見教育長職務代理者) 客観的に見た評価をいただき、課題も多く

ご指摘いただいた。例えば、安心・安全な教育環境の整備の中で、各校における危機管理に関する研修について、「平成32年度までに全校実施という目標は少し甘いように感じる。」とある。また、小規模の良さを生かした学校規模に応じた教育環境の充実について、慎重に進めるべきと警鐘を鳴らしていただいた。三木市が直面している課題について、的確なご指摘をいただきありがたく感じる。

(石井委員) 井口委員が述べられた、竺沙先生ご指摘の「中学生では2時間以上の生徒が減少しており、云々、どこに原因があるのか、課題を明確にしていきたい。」の部分について、事務局として原因を分析し、把握しているのか。

(横田学校教育課長) 色々な要因が考えられるが、1つはスマートフォン等の普及が一因となっている。解決策として、スマホサミットを昨年度から開催しており、スマートフォンの使用方法について、標語を作成したりするなど、各中学校の生徒会が中心となり、様々な取組を行っている。それ以外にも、一昨年前からみきっ子家庭学習ガイドを配布し、家庭への啓発を行っている。

(石井委員) 竺沙先生から、事務職員の加配について、「学校教育法が改正され、事務職員の職務が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に変更されたことの意味を十分に検討し」と評価いただいているが、事務局として、どのように解釈しているか。

(横田学校教育課長) 事務職員が、学校の事務の処理や予算執行に当たり、その経験等を基に教員等に対して指導助言等を行いながら、学校経営に積極的に参画しているという趣旨での改正と理解している。

(井口委員) 竺沙先生の教育委員会についての記載の中で、「教育委員の研修の機会が少し少ないのではないかと感じる。」とあるが、私たちは、教育委員として研修会に随分と参加しており、このような評価をされたことは心外である。教育委員の活動状況について、もう少し詳細に記載すべきではないか。

(里見教育長職務代理者) 教育改革がスピード感をもって行われている時代に、法改正も多く、教育委員の役割への期待は高まっているため、更に勉強させる機会を持たせるべきという受け止め方もできるし、井口委員のご意見も理解できる。教育委員会が活性化していないというようにもとれるが、外部評価者に教育委員会会議の議事録は資料として目を通していただいているのか。

(降松教育政策課長) 事務局からは、資料としてお渡ししていない。竺沙先生におかれては、HPで調べて評価いただいている印象はあるが、実際に目を通しておられるかは分かりかねる。

(里見教育長職務代理者) 教育委員会は合議制の組織と言っても、教育委員は個々に活動している。1人1人が勉強しないと、議論もできないため、法改正や制度改正、新しい施策等、事務局からの情報提供が私は一番大事だと考えている。そういった意味で、先生は善意にご指摘いただいたと解釈している。

(井口委員) 私は、全て善意に受け取ることにはできない。本編の教育委員のその他の活動状況等の記載で、研修会への参加や教育現場の実態の把握に努めていることを述べているが、微力ではあるが、自分たちなりに勉強していることについての記載がないために、このような評価になったのではないかと感じる。

(浦崎委員) 教育委員として、勉強はしてきているつもりであるが、この評価をいただき、活動を知っていただけるような機会で、積極的に発言ができるよう、より一層経験を積んでいきたいと思う。

(石井委員) 他市の教育委員も、個々に活動し、講演会への出席や、事務局とコミュニケーションをとって情報収集されている。この評価を読み、教育委員として襟を正し、勉強し続けていきたいと感じた。

(里見教育長職務代理者) 外部評価者の意見については、色々な捉え方ができるが、事務局には、できる限り我々教育委員に情報提供

することを要望する。

次に、廣岡先生の評価の中で、スポーツクラブ21の記載で、「平成28年度で約1万5千人の加入者がある。」とあるが、前回の8月定例会において、自治体単位で加入しているところもあり、実際に活動されている人数とは違うことを議論したことを踏まえ、誤解が生じないようにするべきである。

(西本教育長職務代行者教育企画部長) 再度廣岡先生に加入者数について説明し、表現について検討いただく。

(里見教育長職務代理者) 外部評価者はここ数年、同じ方に評価いただいているが、三木市の教育を知ってもらう目的で、毎年1人新しい方に見ていただく等、違う観点も入れるべきではないか。

(西本教育長職務代行者教育企画部長) 経過やトレンドを見るという点では、同じ先生に評価いただくのも1つの方法であるが、新たな視点で評価いただくことも重要かと考える。来年度の作成に向けて、検討する。

(里見教育長職務代理者) この点検・価報告書はいつ公表するのか。

(降松教育政策課長) 本日、一部修正可決をいただければ、ご指摘を基に修正を加えた上で、市議会へ報告する。また、ホームページへの掲載及び市政情報公開コーナーへ配備する。

教育長職務代理者が、議案第10号について採決を行い、原案に一部修正を加え、可決された。

#### 【議案第11号】

三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○正心就学前教育・保育課長が次のように説明した。

三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育

長への委任等に関する規則第2条の規定により、委員会の議決を求める。

制定の理由として、幼稚園の通園区域を現状に合うよう整備するためである。今後は、必要に応じて改正を行っていく。

○西本教育長職務代行者教育企画部長が次のように説明した。

これまでは、年度ごとに園区を規定していたが、三木幼稚園の4歳児募集の延長や前年度に行った幼保一体化計画の見直しにおいての三樹幼稚園の廃園延長を踏まえ、現状に合う形の園区とした。

教育長職務代行者が、議案第11号について採決を行い、原案のとおり、可決された。

## 5 協議事項

### 【協議事項11】

三木市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

○森本文化スポーツ振興課副課長が次のように説明した。

今年5月の定例会において、三木市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、三木山総合公園総合体育館を追加することをご審議いただいた。その条例の施行に関し、施行期日を定める必要があるため、制定するものである。施行期日は、平成29年10月14日とし、三木山総合公園総合体育館の供用開始日となる。

○西本教育長職務代行者教育企画部長が次のように説明した。

5月定例会において、ご審議いただいた時は、まだ建設途中であったため、供用開始日を設定することが難しかった。7月末に工事が完成し、引渡しを受け、今回供用開始日を定めるものである。

## 6 報告事項

### (1) 被顕彰者の決定について

○安福教育環境整備課長が次のように報告した。

三木市立学校に視聴覚機器（295万円相当）を寄贈いただいた三木ロータリークラブ様に、三木市教育委員会顕彰規則の規定によ

り、感謝状を贈呈する。

○森本文化スポーツ振興課副課長が次のように報告した。

三木市立堀光美術館の所蔵品として、作品1点（40万円相当）を寄贈いただいた藤原志保様に、三木市教育委員会顕彰規則の規定により、感謝状を贈呈する。

## (2) 市民協働課報告事項

○堀内市民ふれあい部長が次のように報告した。

学校・家庭・地域の連携協力推進事業について、教育委員会に報告する前に9月市議会で補正予算を計上した。私の不注意により、報告が遅れたことを深くお詫び申し上げます。

○中井市民協働課長が次のように報告した。

学校・家庭・地域の連携協力推進事業の概要について報告する。

趣旨として、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子ども達の成長を支えていく活動を積極的に推進するため、従来の個別の活動の充実、総合化・ネットワーク化を図り、「支援」から「連携・協働」を目指す体制づくりを推進するものである。

活動内容は、学校支援活動、学習支援活動、放課後等支援活動、土曜日の教育活動等があり、既に教育委員会の事業として行っているものもある。地域とともにある学校に転換するための仕組みとしてのコミュニティ・スクールと、社会教育体制としての地域学校協働本部が、相互に補完し、高め合う存在として両輪となって相乗効果を発揮していくことが重要となる。

この事業を推進する予算は、9月市議会へ10月から来年3月までの半年分の事業費として90万円を提案した。国及び県の補助金がそれぞれ3分の1ずつあり、一般財源は30万円となる。

(里見教育長職務代理者)地域学校協働本部は、どこに設置するのか。

(堀内市民ふれあい部長)市内10か所の公民館に設置する方向で考えている。現時点で決定しているのは、統括コーディネーターを設置することである。今年度は、事業推進の準備期間と考えている。

(生田学校教育課特命課長) 学校と地域は、昔から連携して教育を推進してきた。今までは、あくまで中心は学校で、地域が支援する形であったが、その関係をフラットにして、学校と地域がお互いにパートナーシップを持って子ども達の教育を支えていこうというのが、地域学校協働本部である。地域学校協働本部は、地域側の中核になる組織となるため、公民館に設置を考えていただいている。

(里見教育長職務代理者) 本市では、0歳から15歳までの切れ目のない教育、保育を推進しているが、この事業の対象者は、小中学生のみで、就学前の児童や高校生は対象外となるのか。

(生田学校教育課特命課長) 現時点では、小中学校を対象にしているが、今後仕組みが定着し、色々な成果を検証していく中で、就学前や高校生を対象に含める可能性もある。

(里見教育長職務代理者) 事業としては素晴らしいものであるが、学校の事務量が増加し、先生方に負担とならないか懸念される。

(堀内市民ふれあい部長) 学校や地域でされている既存の事業を基盤として広げていき、負担をかけない事業にしていきたいと考えている。

(石井委員) コミュニティ・スクールと地域学校協働本部、学校評価委員の位置付けがよく分からない。この事業の他地域での成功例や組織図等があれば、資料として付けていただきたい。

(浦崎委員) 地域学校協働本部を各公民館に設置することだが、公民館に配置されている職員は、各公民館事業の運営に大変労力を費やしているため、更に負担をかけるのではないかという懸念がある。

(堀内市民ふれあい部長) 公民館に新たに負担をかけるのではなく、従来の地域と学校の連携体制を基盤として、地域コーディネータ

一やNPOなど、より多く幅広い層の地域住民等が中心となって事業を膨らませていければと考えている。公民館の職員が、本部長になることや地域コーディネーターを務めるかは未定であるが、今年度にかけて、統括コーディネーターと方向性を決定していく。

(里見教育長職務代理者) 学校・家庭・地域の連携協力推進事業ということだが、地域学校協働本部についての説明の中で、家庭があまり出てきていない印象である。教育委員会において、家庭教育は重要であると位置付けているが、家庭はどのように関わってくるのか。

(堀内市民ふれあい部長) この事業ができた背景に、家庭の孤立化という問題もあるため、地域が中心となって、子育てに関わっていくような仕組みづくりを推進していく。

(里見教育長職務代理者) 地域と学校が双方向に連携、協働して子育てに関わっていくことはありがたいことである。お互いに協力していくことは重要であるが、学校に負担がかかることや屋上屋を重ねることのないよう、事業を推進していただきたい。

### (3) 教育環境整備課報告事項

○安福教育環境整備課長が次のように報告した。

小中学校・特別支援学校の施設整備工事について、緑が丘東小学校エレベーター設置等工事は、進捗率10%で、現在エレベーター基礎掘削及びスロープ柱基礎工事を行っており、今後はエレベーター基礎工事及びスロープ鉄骨工事を行う。豊地小学校屋内運動場非構造部材耐震化工事は進捗率90%で、現在は体育館床損傷調査を行っており、今後体育館床塗補修を行って完了となる。それ以外の工事はすべて完了している。

次に、上の丸保育所の耐震診断業務委託について報告する。現在は進捗率30%で、現地建物調査を行っており、今後は、調査結果に基づき、耐震診断計算を行う。

上の丸保育所の耐震化については、補強の必要性を正確に診断するため、精密診断法による耐震診断を行っており、診断結果は平成29年10月末に出る予定である。当面必要となる経費については、

9月議会に補正予算を提出している。今後の予定として、耐震診断後、掘削を伴わない耐震補強工事が可能であれば、約1か月をかけて補強計画を立て、兵庫県耐震診断改修計画評価委員会の評価を受ける。この評価を得るのに約2か月を要する。評価を得た後、耐震工事の積算を行いながら、入札準備を進める。これらに約2か月要し、すべての工程で来年3月までかかることになる。以上のことから、上の丸保育所の耐震補強工事の着手は来年4月となる予定である。

(里見教育長職務代理者) 上の丸保育所の耐震化工事について、診断結果が出ないと、方向性が決定しないのか。

(安福教育環境整備課長) そのとおりである。現在行っている構造躯体調査と精密診断の結果に基づき、補強計画を立てていくこととなる。

(西本教育長職務代行者教育企画部長) 幼保一体化計画では、上の丸保育所は平成33年に廃園を決定している。診断結果によって掘削を伴う場合は、文化庁に申請し、工事許可までにかなり期間を要するため、できるだけ早い時期に耐震化した所で児童を預かるために、別の場所で仮施設を建築すること等も検討する必要がある。一番望ましいのは、基礎を触らず、壁や柱を耐震補強することであるが、診断結果に基づき、様々な方法を検討していく。

#### (4) 文化スポーツ振興課報告事項

○森本文化スポーツ振興課副課長が次のように報告した。

第1回成人式実行委員会を8月27日に開催し、参加者は8名であった。みき歴史資料館では、企画展「岩壺神社の祭り屋台展」を9月9日から10月22日にかけて開催している。また、体験教室「染形紙を彫る」を9月16日に開催し、参加者は10名であった。堀光美術館では、アート・フェス無鑑査作家展—奥野和夫の木版画—を8月27日から9月10日にかけて開催し、来場者は998名であった。

今後の予定として、総合体育館内覧会を10月9日に開催する。委員の皆様には別紙のとおり出席をお願いする。当日は、オープニ

ングイベントのほかに、アリーナを使用したニュースポーツの実演と体験や施設内の見学を予定している。次に、みなぎの書道展を10月7日から10月15日にかけて、吉川総合公園パストラルホールで開催する。また、みき歴史資料館では、9月23日に体験教室、9月24日に企画展特別講演会「三木の祭りとタイコ」を開催する。

(5) 図書館報告事項

○伊藤図書館長が次のように報告した。

「ぬいぐるみのおとまり会」を8月26日、27日に吉川図書館で開催し、参加者は22名であった。「人形劇リレー」を8月27日に中央図書館で開催し、参加者は48名であった。また、たつの市教育委員会から、中央図書館や教育センターの自習室の運営状況について、9月1日に視察に来られた。製本・図書修理教室を9月11日に開催し、参加者は13名であった。図書館見学として、9月13日に豊地小学校の3年生9名を受け入れた。

今後の予定として、播但図書館連絡協議会研修会を10月16日に中央図書館で開催する。

(6) 学校教育課報告事項

○横田学校教育課長が次のように報告した。

第6回校園長会を9月6日に開催した。9月1日から各校で2学期が始まり、小学生ネット利用教室、三木市科学作品展、自然学校、市内中学校の体育祭が行われた。

今後の予定として、各小学校、幼稚園で運動会が9月23日から開催される。三木特別支援学校ふれあいフェスティバルが、9月30日に開催される。また、計画指導訪問、三木市中学校新人大会を記載の日程のとおり開催する。

次に、三木市立学校医等委嘱者の一部変更について報告する。学校保健安全法第23条第1項及び三木市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則第12条の規定に基づき、平成28・29年度三木市立学校学校医について、三木市医師会の推薦により、記載のとおり一部変更した。委嘱期間は前任者の残任期間である平成29年10月1日から平成30年3月31日までである。

(7) 教育センター報告事項

○大東教育センター所長が次のように報告した。

教育センターの定例事業として、専門研修講座を7回開催した。相談業務は、ご覧のとおりである。適応教室関係は、8月末で在籍者5名となった。今後の予定として、専門研修講座を各日程のとおり開催する。

青少年センターの事業では、ネット見守り隊パトロール報告問題事案は無かった。役員会及び深夜補導を9月1日に実施した。補導委員会親睦会を9月10日に開催し、参加者は41名であった。青少年健全育成ポスター審査会を9月19日に開催した。人の目の垣根隊意見交換会を4校で開催した。今後の予定として、人の目の垣根隊意見交換会を引き続き、日程のとおり開催する。また、大宮八幡宮（10月7日、8日）と岩壺神社（10月14日、15日）の秋季例大祭の特別補導を実施する。

(8) 就学前教育・保育課報告事項

○正心就学前教育・保育課長が次のように報告した。

三木市保育協会理事会、研修会等を日程のとおり開催した。今後の予定として、市立認定こども園及び市立保育所の運動会を日程のとおり開催する。第6回保育協会理事会を10月5日に開催する。第三者評価を日程のとおり実施する。10月広報で、「平成30年度認定こども園、保育所、幼稚園等園児・児童募集案内」及び「保育料の過少請求についてのお詫び」を掲載する。

次に、認定こども園等保育料の過少請求が判明した件について報告する。まずは、この件について、保護者、教育委員をはじめ、関係者の皆様にご迷惑をお掛けしたことを深くお詫びする。

前年所得の確定を受け、毎年9月が保育料の切替時期となっている。その作業を行う中で、算定根拠となるデータの誤りに気づき、平成27年4月から平成29年8月までの保育料について、一部の保護者への過少請求となっていることが判明した。

修正対象者は、平成29年9月の時点で192名（179世帯）であり、施設ごとの内訳は別紙のとおりである。増額修正される月額保育料は、900円から15,000円である。平成29年8月以前の対象児童数は、現在精査中であり、判明次第公表する予定である。

対象となる保護者に対しては、説明とお詫びの文書を添えて、9月分からの保育料決定通知を送付している。また、平成27年4月から平成29年8月までの修正対象者については、現在精査中であるため、引き続き税情報の照合作業を行い、対象者の特定や請求方法について検討を行う。

過少算定となった原因は、平成27年4月施行の「子ども子育て支援法」に基づく保育料決定方法の改定を受け、保育料の算定根拠が、所得税額から住民税額に変更となった。その際、担当部署である就学前教育・保育課において、市税務課から提供を受ける保育料算定用の税データに住宅取得控除等は反映しないようにすべきところを、作業の調整ミスでこれを反映したため、正規の保育料算定額よりも低い額となった。

国県補助金額は、保育料（保護者負担金）の多寡によって、影響を受けるため、過年度分については過誤による精算が必要となる。

（浦崎委員）認定こども園等保育料の過少請求が起こった原因について、たとえ1年でも間違っていれば、市民に多大な迷惑を掛けることとなる。なぜ早期に発見できなかったのか。

（正心就学前教育・保育課長）基本的にはチェック漏れということになる。就学前教育・保育課で住民税のデータを指定し、税務課から提供を受けたデータについて、当時の担当者はそれが正しいものだと思い込んでおり、住宅控除や寄附金控除を受けておられた方が算定ミスとなった。それ以外の方については、通常どおり正しい金額で算定されていたため、早期発見が遅れた。本来は算定時に、様々なパターンを確認し、二重、三重とチェック体制をとるべきであったが、実際にはできていなかった。

また、日頃から保育料の算定はシステムを使用しているが、住民税額としてのみ金額が表示され、画面を見た限りでは、担当者としては住宅取得控除を引く前の正しい額と認識していたため、2年4か月が経過してからの判明となった。

（浦崎委員）平成28年度の段階において、算定ミスについて判明できなかったのか。これは重大な問題である。担当職員の処分や管理監督職に対する責任が問われるべきかと思うが、どのように考

えているのか。

(正心就学前教育・保育課長) 今回保育要件が変わったご家庭の保育料を算定する際に、システムにおいて自動計算されたものと手計算で算出したものが合わなかった。たまたまこのご家庭が住宅取得控除の対象となっていたため、判明したものである。

(椎木こども未来部長) この度は、教育委員会の信用を失墜する事態を招き、深くお詫び申し上げます。この事案が発生したのは、平成27年4月からの保育料となり、算定していた時期は、平成26年度の後半からということになる。この時期は、市長部局の子育て支援課であったことから、賞罰審査委員会は、市長部局が絡んでくる可能性がある。現在、平成27年4月に遡って全体像を掴んでいく作業を行っており、それが分かってからの開催になるかと思われる。

(浦崎委員) 再発防止策として、どのように対応しているのか。

(椎木こども未来部長) 算定ミスが発覚して以降、複数人でチェック体制をとるよう指導している。

(石井委員) 保護者の立場からすれば、一旦支払った保育料を追加請求されることは、かなり負担になる。支払いを拒否される場合の対応はどうするのか。

(正心就学前教育・保育課長) 増額修正となる保育料はご家庭によって様々であり、一括で支払うことが困難なご家庭については、分割も選択肢として対応する。また、ご理解いただけるよう丁寧に説明していきたいと考えている。

(石井委員) できる限り柔軟な対応をお願いします。

(里見教育長職務代理者) 平成27年度から2年間も発覚しなかったことは、教育委員会の信用失墜に繋がるだけでなく、三木市の大きな恥である。担当者だけでなく、管理監督職にも責任が及ぶ事

案となろう。一家庭の保育料が見直しとなり、再計算を行った事でようやく分かった事であるが、見直しが無ければ、誤った金額でずっといていたかもしれないことは、恐ろしい事である。このような事案は二度と起こしてはならない。

広報10月号でお詫びの記事を掲載するが、まだ対象となることが分かっていないご家庭には、どのように対応するのか。

(椎木こども未来部長) 保育料は毎年9月が切替えの時期となっており、対象となる保護者に対しては、正しい保育料で決定通知書を送付している。平成27年4月から平成29年8月までの修正対象者は、平成29年12月下旬を目途に絞り出していく予定である。

(里見教育長職務代理者) 大変な事務量となるが、市民の方に対して、説明責任が果たせるよう、適切な対応を要望する。

#### (9) 子育て支援課報告事項

○井上子育て支援課長が次のように報告した。

別所アフタースクール仮設棟賃貸借契約について報告する。別所アフタースクールは、別所小学校の余裕教室を活用し、実施しているが、入所希望者の増加により、新たに仮設棟をリース物件として確保する。仮設棟完成後は、小学校校舎内にあるアフター専用教室と仮設棟を合わせて運営することになり、約120名までの利用が可能となる。仮設棟は、別所小学校運動場の一部に建設する。仕様は、軽量鉄骨造平屋建てである。賃貸先は、郡リース(株)神戸営業所で、賃貸借期間は平成29年12月1日から平成34年11月30日である。

次に、多世代交流施設整備事業建設工事に係る増額変更について報告する。増額変更となるのは次の4点である。

##### ①乳幼児エリアの防球対策等

隣接する野球場での試合時に、野球のボール(白球)が白色のテント地に溶け込むことから、緑色のテント地を施工することで視認性を確保する必要がある。また、野球場からのファウルボールが乳幼児エリアの背面、側面に飛び込む可能性が生じたため、シェルターの天井部に加えて背面と側面にも防球ネットを敷設する。

## ②大型複合遊具エリアの排水対策

体育館の敷地の高さを考慮した駐車場の高さや排水勾配と、地形を活かした遊具エリアの高さ設定により、双方の排水路（U字溝）を個別に施工する必要が生じた。

## ③幼児用ブランコ

遊具の設計図面をもとに、小学生や三木特別支援学校児童生徒などの意見を聞く中で、幼児に人気の高いバケット型ブランコの設置要望があったため、新たに設置する。

## ④フェンスの延長

当初計画では、プール前広場はフェンスの施工予定がなかったが、広場と園内道路との高低差があることから、転落防止のため、フェンスを敷設する必要が生じた。

増額予定額は、5,099,666円で、今回の増額により、多世代交流施設整備事業の工事請負費に対する配当予算額（120,000千円）を超える分については。子育て支援課内の他の配当予算からの流用により対応する。

（浦崎委員）多世代交流施設整備事業建設工事に係る増額について、業者も交えて事前に打合せをされていることと思うが、計画段階で見込めなかったのか。

（里見教育長理者）様々な工事において、当初の計画から変更になることはよくある事である。課内の他の配当予算から流用することだが、補正予算を組まずに、本来の目的外に使用することは、会計処理違反になる事が懸念される。適切な処理を要望する。

\*\*\*\*\*

## 7 その他

次回教育委員会定例会の開催日時について

教育長職務代理者が、次回の教育委員会定例会の開催予定日時について諮り、平成29年10月18日、午後2時から開催することを決定した。

\*\*\*\*\*

## 8 閉 会

教育長職務代理者が、平成29年9月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。